

関市役所に 証明書自動交付機(キオスク端末)を 設置しました

令和5年4月から、市役所でマイナンバーカードを利用して証明書を取得できる、キオスク端末がご利用いただけるようになります。操作手順はコンビニに設置のものと同じです。

【導入により期待される効果】

- ・マイナンバーカードの利便性のPRになるため、取得の促進、普及率の向上につながる。
- ・コンビニエンスストアでの証明書取得の操作手順と同じなので、今後のコンビニ交付の利用へ誘導できる。
- ・非接触により証明書取得が完了するため、感染症対策になる。
- ・証明書取得のみに来庁された方は、申請書の記入が不要で窓口に並ぶ必要がないため、滞在時間の短縮になり、窓口の混雑の緩和になる。

【端末デモンストレーションの開催】

本日、記者会見終了後、マイナンバーカードで住民票を取得するデモンストレーションを行います。会見が終わりましたら、1階市民課に設置してある端末前にご案内します。

【端末利用の概要】

- ◆設置場所：市役所北庁舎1階市民課前
- ◆利用開始日：令和5年4月1日（土）※臨時開庁日
- ◆利用できる人：15歳以上で、利用者証明用電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人
※証明書発行の際には、マイナンバーカード交付時に設定した4桁の利用者証明用電子証明書暗証番号が必要です。
- ◆利用可能日時：平日（午前8時30分～午後5時15分）
臨時開庁日（開庁時間）
- ◆発行できる証明書と手数料：コンビニ交付と同じです
- ◆コピー機としても利用可（有料）
- ◆支払方法：現金、交通系電子マネー

